

計画作成年度	令和7年度
計 画 主 体	大阪府高槻市

高槻市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 高槻市 街にぎわい部 農林緑政課
 所 在 地 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
 電 話 番 号 072-674-7402
 F A X 番 号 072-675-3133

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、サル
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	大阪府高槻市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲、野菜、いも類	被害面積 1. 12ha 被害金額 1, 562千円
シカ	稲、豆類、果樹、野菜、いも類	被害面積 1. 10ha 被害金額 2, 360千円
アライグマ	稲、豆類、果樹、野菜	被害面積 0. 42ha 被害金額 1, 530千円
サル	豆類、果樹、野菜、いも類	被害面積 0. 30ha 被害金額 923千円

(2) 被害の傾向

イノシシ・シカについては、計画的・組織的な捕獲は行っているものの依然として被害は増加傾向にあり、特に市域北部の山間部等で稲、野菜等への被害が甚大である。

また、アライグマについても捕獲数は増加しているものの被害は減少に至らず、市内全域で主に野菜への被害が発生している。

なお、捕獲対象としていないものの、特定の地域ではサルによる野菜・果樹等への被害が多数発生している状況である。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ被害面積	1. 12ha	0. 78ha
イノシシ被害金額	1, 562千円	1, 093千円
シカ被害面積	1. 10ha	0. 77ha
シカ被害金額	2, 360千円	1, 652千円
アライグマ被害面積	0. 42ha	0. 29ha
アライグマ被害金額	1, 530千円	1, 071千円
サル被害面積	0. 30ha	0. 21ha
サル被害金額	923千円	646千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲に関する取組	・イノシシ、シカ捕獲用箱わな及び囲いわな、くくりわな（以下、「箱わな等」という。）の設置 ・アライグマ専用の箱わなの貸し出し	・箱わな等の設置及び管理に必要な狩猟免許保持者の充実 ・イノシシ、シカ、アライグマへの捕獲圧の強化
防護柵の設置に関する取組	・市単独事業である有害鳥獣被害防止施設設置事業を活用した個々の農地における防止施設の資材購入	・効果的、効率的な防護柵の設置や維持管理の徹底
生息環境管理その他の取組	・鳥獣の隠れ場所となる雑草木等の刈払いの実施	・鳥獣の隠れ場所となりうる耕作放棄地の解消

(5) 今後の取組方針

引き続きこれまでの地域と連携した有害鳥獣捕獲に関する取組や防護柵の維持管理に関する取組を継続し、鳥獣被害の防止を図る。

また、イノシシ・シカについては、関係機関と連携し、山間部等での捕獲圧強化に取り組むとともに、アライグマによる農作物被害の防止対策として、捕獲檻数を大幅に増やし、市民・農家等への檻貸出し体制の更なる強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ及びシカについては、高槻市、大阪府猟友会高槻支部（以下、「猟友会」という。）等が連絡調整を行った上で、猟友会が中心となって捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7 ～ 9年度	イノシシ・シカ	・猟友会が中心となり、箱わな等を使った捕獲を行う。 ・各地域で狩猟免許保有者が箱わな等を設置し、地元実行組合を中心に日常管理を行う。

	アライグマ	・アライグマ専用の箱わなを農家等に貸し出す。
--	-------	------------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第４期）、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第５期）、第４期大阪府アライグマ防除実施計画をふまえ、被害の軽減目標を達成するため、生息状況、被害状況等を考慮し、適法かつ適正な手段により捕獲を行う。	
各鳥獣の令和４年～６年の捕獲実績	
イノシシ	令和４年：５頭、令和５年：９頭、令和６年：１２頭
シカ	令和４年：８３頭、令和５年：１４２頭、令和６年：１５０頭
アライグマ	令和４年：７６頭、令和５年：１１１頭、令和６年：１１２頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和７年度	令和８年度	令和９年度
イノシシ	４０頭	４０頭	４０頭
シカ	２００頭	２００頭	２００頭
アライグマ	１５０頭	１５０頭	１５０頭

捕獲の取組内容
イノシシ、シカについては、有害鳥獣捕獲許可に基づき、中山間地域に箱わな等を設置し、猟友会による通年捕獲を行う。 アライグマについては、大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、所要の手続きを経て専用の箱わなを農家等に貸出し、捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
高槻市(平成１９年４月権限委譲済み)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ（メス）

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ シカ サル	電気柵	電気柵	電気柵
	延長 ー m	延長 ー m	延長 ー m
	金属柵	金属柵	金属柵
	延長 m	延長 m	延長 m
	計 m	計 m	計 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ シカ サル	地元実行組合等による侵入防止柵管理への支援	地元実行組合等による侵入防止柵管理への支援	地元実行組合等による侵入防止柵管理への支援

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

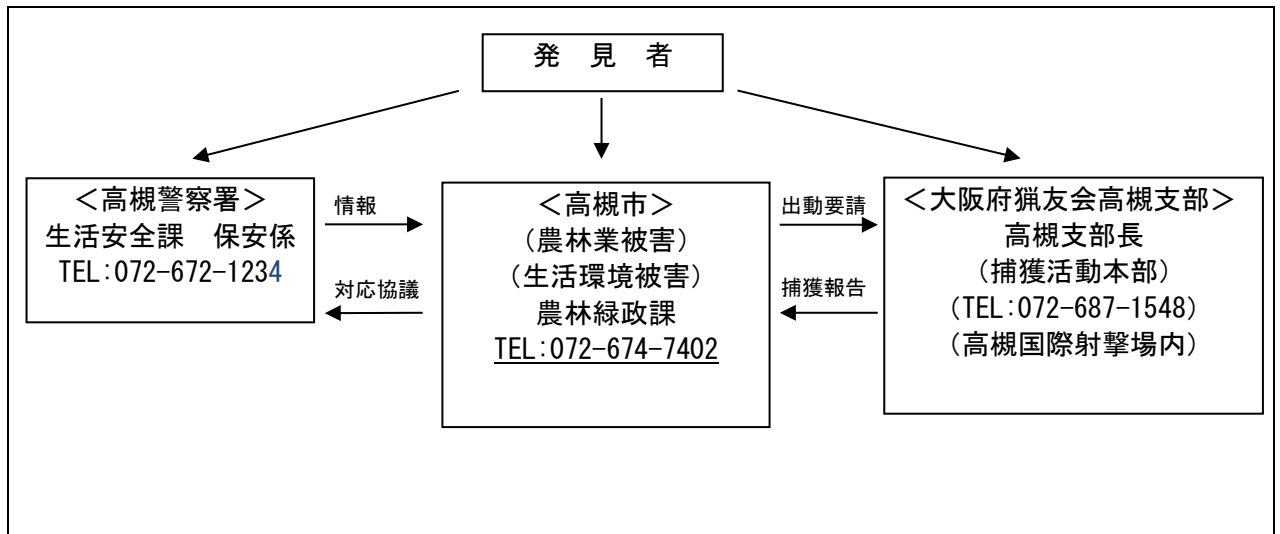
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7 ～ 9年度	イノシシ	・ 地域と連携した防護柵の維持管理、緩衝帯の整備 ・ 狩猟免許取得の推進 ・ 生態調査及び被害防止策の調査研究
	シカ	・ 地域と連携した防護柵の維持管理、緩衝帯の整備 ・ 狩猟免許取得の推進 ・ 生態調査及び被害防止策の調査研究
	アライグマ	・ 食料となるものの早期処分等の啓発活動 ・ アライグマの捕獲強化について市民へ周知・啓発 ・ 檻の貸出体制の強化
	サル	・ 食料となるものの早期処分等の啓発活動 ・ 大阪府と連携した被害防止策の調査研究

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
高槻警察署	安全確保に関すること
大阪府猟友会高槻支部	有害獣の捕獲に関すること
高槻市農林緑政課	農林業被害、生活環境被害に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシ・シカについては、猟友会において止めさし等ののち、適切に処理する。(解体、焼却、土中埋設等)
- ・アライグマについては、猟友会等による安楽死措置後、焼却処分。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	高槻市有害鳥獣対策協議会
--------------	--------------

構成機関の名称	役割・事業
高槻市農業協同組合	有害獣全般に関すること、協議会の運営
J A たかつき実行組合協議会	有害獣の農地被害状況に関すること
大阪府森林組合	有害獣の山林情報収集に関すること
大阪府農業共済組合	有害獣の農地被害状況の集計に関すること
高槻市農業委員会	有害獣の農地被害状況に関すること
高槻市林業推進協議会	有害獣の山林被害状況に関すること
大阪府	有害獣の被害対策に関する助言・指導
高槻市	協議会事務局、有害獣に係る助言等

大阪府猟友会高槻支部	有害獣の生息状況収集・捕獲、技術講習
------------	--------------------

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割・事業
南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会高槻市支部	市町境界域における広域的捕獲・情報交換等を実施するために必要な事項を協議

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(4) その他被害防止施策の実施対策に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。
